

平成29年9月11日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 予算委員会
- 2 日 時 平成29年9月11日(月) 10時00分開会
13時56分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 牟田学委員長、濱田洋一副委員長、白石純一委員、
渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、
仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、中面幸人委員、
大田重男委員、濱崎國治委員、岩崎健二委員、
濱之上大成委員、山田勝委員、野畑直委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇、議事係 大漣 昭裕
- 6 説 明 員
- ・ 総務課

課 長 山下 友治 君	課長補佐 園田 豊 君
係 長 中尾 隆樹 君	
 - ・ 企画調整課

課 長 早瀬 則浩 君	参 事 小泉 智資 君
課長補佐 寺地 英兼 君	係 長 本藏 雄一 君
係 長 尾上 謙一郎 君	
 - ・ 福祉課

課 長 山元 正彦 君	課長補佐 山下 理恵 君
-------------	--------------
 - ・ 介護長寿課

課 長 中野 貴文 君	課長補佐 藺畑 雄二 君
係 長 鳥羽瀬やす子 君	係 長 迫田 勝広 君
 - ・ 税務課

課 長 川畑 宏之 君	課長補佐 垂 義継 君
係 長 早水 英行 君	係 長 新町 博行 君
 - ・ 健康増進課

課長補佐 尻無濱久美子 君	係 長 大田 省吾 君
---------------	-------------
 - ・ 農政課

課 長 谷口 義美 君	課長補佐 松田 高明 君
課長補佐 下 藺 富大 君	
 - ・ 商工観光課

課 長 堂之下 浩子 君	参事(兼) 小泉 智資 君
課長補佐 牧尾 浩一 君	課長補佐(兼) 宮本 裕二 君
係 長 東 岳也 君	
 - ・ 都市建設課

課 長 富吉 良次 君	課長補佐 池田 英人 君
課長補佐 宮本 裕二 君	係 長 下澤 克宏 君
 - ・ 教育総務課

課長	小中茂信君	課長補佐	牛濱睦郎君
係長	尾上国男君		
・生涯学習課			
課長	尾塚禎久君	課長補佐	平田寿美子君
・スポーツ推進課			
課長	堂之下力君	主査	富吉俊文君
主任	落俊輔君		
・財政課			
課長	栗野寛教君	課長補佐	猿楽浩士君
係長	寺地克己君	係長	松下直樹君

7 会議に付した事件

- ・議案第62号 平成29年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）
- ・議案第64号 平成29年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第65号 平成29年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

ただいまから、予算委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第62号 平成29年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）、議案第64号 平成29年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 平成29年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の3件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願い申し上げます。

また、付託された議案に関する現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたします。

それでは、早速ですが、審査に入ります。総務課の出席をお願いします。

（総務課入室）

○議案第62号 平成29年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）

牟田学委員長

それでは、議案第62号を議題とし、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第62号のうち、総務課の所管に関する事項について御説明いたします。

はじめに、予算書の9ページをお開きください。

歳出について申し上げます。

第1款総務費1項3目広報費の補正額117万2,000円は、浜区が実施する広報用放送施設整備事業に対する補助金であります。浜区では、現在、有線放送施設により情報の伝達、お知らせを行っていますが、これをデジタル無線化しようとするものであり、整備費のうち、無線の親機等については事業費の60%の39万2,000円、各家庭の戸別受信機については、1世帯当たり1万円を限度として78台分、78万円を補助しようとするものであります。

なお、現在、市内の35区で使用している無線施設については、平成34年11月までしか使用することができないため、デジタル改修が必要とされておりますが、これまで対象となる区の区長さん方と協議を行い、区の規模によって著しい差が生じないように親機等の固定経費については、区の世帯数に応じて30%から85%までの補助率を設定し、また、戸別受信機については、1世帯当たり1万円を限度として補助することとしております。

次に、8ページになりますが、歳入について申し上げます。

17款繰入金1項10目地域振興基金繰入金の補正額117万2,000円は、広報用放送施設の整備に対する補助金の財源とするため繰り入れるものであります。地域振興基金につきましても、今後の広報施設の整備に係る補助事業の財源とするため、平成28年度末に1,000万円を積み立てておりますが、今回の整備補助の財源として繰り入れようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

岩崎健二委員

無線化、浜区ほか無線化されていない自治区がありますか。

山下総務課長

無線化されていない集落は、現在、落区のみでございます。

岩崎健二委員

落区も将来やる予定ですか。

山下総務課長

計画の予定は伺っておりません。

牟田学委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

仮屋園一徳委員

1戸当たりの補助1万円ということなのですが、個人負担についてはどの程度と考えられていますか。1戸1戸のですね。

山下総務課長

先ほど御説明いたしましたように、各世帯に配布する個別受信機は1世帯1万円を限度として補助することとしております。それと親機などの固定的な経費もございますので、こちらについては区の世帯数に応じて、世帯数が少ないところは補助率を高くして、世帯数が多いところは補助率を低くして、1世帯当たりの負担が著しく差が生じないようにしております。現在の事業規模の見込みでは、1世帯当たり大体3万6千円の見込みとしております。ただ、補助したあとの1世帯当たりの負担は2万2千円程度と見込んでおります。以上でございます。

牟田学委員長

いいですか。

ほかに。

山田勝委員

総務課長、今の説明でね、1世帯当たり3万6千円と予定しておりますが、補助したあとの2万2千円はどうなんですか。なんで2万2千円になるんですか。1万円はわかりますよ。

山下総務課長

補助については、1世帯、戸別受信機については1万円を限度、それ以外の親機などの、親局などの固定的な経費もございますので、こちらは世帯数に応じて補助率を設定して補助いたします。補助の種類が2つありますので、補助後の1世帯当たりの負担は概ね平均で2万2千円程度というふうに見込んでいますところでございます。

山田勝委員

それでは、1世帯当たりの戸別の受信機には1万円、あと親機の負担金を2千円と、こういうんですか。

山下総務課長

今のお話は、補助前が平均で1世帯3万6千円、補助すると2万2千円程度になると。1世帯あたりは1万円の戸別受信機の補助をいたします。あと残りの平均での差額の4千円は固定的な経費に係る分をそれぞれ平均化したものということでございます。

山田勝委員

なら、2万2千円よりも上がらないということですね、地元の負担は、戸別の負担は。

山下総務課長

平均で2万2千円程度ということでございますが、実際には2万2千円を超えるところもございますし、それを下回るところもございます。平均で2万2千円程度ということでございます。

山田勝委員

今ね、34年度にデジタル化しますよということでしたよね。今、積立金とか計画を聞いてですね、例えば、地域振興というね、地域振興基金の積立金をひっくり返すときにト一

タルで幾ら銭があればいいんですか、阿久根市の財源ひっくるめて。阿久根市が出す金ですよ。

山下総務課長

デジタル整備をする区の事業費の合計額ということで申し上げますと約1億1,800万円、これに対する補助金の合計額は約4,600万円というふうに見込んでおります。

山田勝委員

そんなら残りね、5年しかないわけですが、あと不足分については1世帯当たり出す分、あるいは集落でどういうふうにするかというのは、それぞれの集落でお金をつくるのは考えなさいと、こういうわけですか。

山下総務課長

これまで対象となる集落と協議をしてきた内容としては、34年の11月までにはいずれにしても整備をしなければならないことから、市としてはこのような補助を考えております。あと残りの集落の負担につきましては、整備するまでの間の積み立て等をお願いしたいということで協議をしてきたところでございます。

山田勝委員

でも、そうしなきゃ仕方ないんだけどね、私がいつもこう思っているのは、今回の改正というのは、放送法の国の制度の改正によってですね、国が進めたものをですよ、以前国が、防災無線で国が進めたじゃないですか。そいであとは今度は放送法の改正でデジタル化になる。責任は誰かつたらやはりね、私は国のほうの一つの制度の変化でこうなったのに、国からの、例えばそういう意味での交付金とか、補助金とかないんですか。

山下総務課長

現状では補助金等はないところでございます。

山田勝委員

ただ、電波法が改正されましたのでという通達だけですか。

山下総務課長

周波数帯が制限されたということで使用できなくなると。したがって整備の必要が生じているということでございます。これに対する財源等の手当てについては、現状では示されておられません。

山田勝委員

非常に理不尽な気がするんですが、ただ、34年まで市としては年次的にやっていくんですか。一遍に34年度にオープンできるようにする予定ですか。

山下総務課長

このことにつきましては、対象となる集落に意向調査を今年度実施しております。その結果、平成29年度は浜区が1区でございます。平成30年度1区、31年度1区、32年度3区、33年度7区、34年度16区、現状で未定が7区でございます。このような集落の意向調査をした上で年次的に進めてまいりたいというふうに考えております。

野畑直委員

残りの35区が34年度までにするということですが、現在使用している、使えるところもですね、メーカーはばらばらだと思うんですが、35区、市で今度まとめてやるんですけれども、そのメーカーについて、市のほうで取りまとめて安くできる方法というのがないのか、そういうところは考えていないんですか。

山下総務課長

集落の施設につきましては、今2種類ございます。周波数帯が異なる施設でございます。エリアトークというものと、それからメーカーで申し上げますと、芝浦電子の機器を入れた集落がございます。エリアトークについては20区に整備をされておりますが、今回の制度改正に対しては少額での改修が可能ということで、既に別の補助金を活用されて整備をされたところもございます。主に大きく整備が必要なものは芝浦電子の機器を導入された集落で

ございます。浜区を入れて36区ございますので、これまでも事業主体は集落であります、この事業者とは多くの整備をされることから、事業費の軽減については特段の配慮をいただくように事業者ともお話をしてきたところでございます。

野畑直委員

これまでもこの設置については各区で取り組んできましたので、なかなか費用について、果たして適正な価格というかですね、なるべく安くできたのかというのはちょっと私もどうだったのかなと思ったものですから、やはり市のほうで取りまとめてですね、親機等で差が生じることもあると思いますので、そのような市のほうで取りまとめをしてもらいたいと思い、考え方でしたのでよろしくをお願いします。

牟田学委員長

ほかに。

渡辺久治委員

区の負担は平均して2万2千円ということですが、ちなみに一番多いところはどこの区で幾らですか。

山下総務課長

補助後の1世帯当たりの最も多い集落は宮原区でございます。2万9千円ほどの負担となっております。

牟田学委員長

いいですか。

ほかに。

白石純一委員

危機管理の観点からお伺いしたいんですけれども、有線放送ということで、各戸の家の近くにある市、またはN T Tと電力供給のための電柱等を経由して配線されているのではないかと推測しますが、そうした電力等の用途以外に、独自に有線放送のみで使われている柱というものがあるのかは把握されていますか。

山下総務課長

今、市内77集落のうち有線放送を使っているのは浜区と落区でございます。浜区においてはN T Tや九電の柱に共架されてる分もあるかと思えますし、場合によっては独自に有線放送用の電柱を立てている可能性もあると思えますが、詳細は把握しておりません。

白石純一委員

有線放送を使わなくなった場合に、そうしたそのためだけに使われている柱、また配線ですね、そのままにしておいた場合に、例えば地震のときにその柱が道路に倒壊する。あるいは住宅に倒壊するというようなリスクは当然あるわけで、また、配線もそのままですと垂れ下がったときに普通の電線と、たぶん一般の市民の方は区別がつかない、簡単に除去していいものかどうか、などの災害時のリスクがあると思えますので、有線放送を廃止されるのであればこうした使わなくなった配線や柱を除去するような指導が私は、あるいは市としてのチェック、防災面からの監督、あるいは指導が必要だと思えますが、その点について課長の御所見をお伺いいたします。

山下総務課長

ただいまの御指摘につきましては事業の実施に当たりまして、該当区と協議をしてまいりたいと思っております。適切な取り扱いを基本として求めてまいりたいと思えます。

牟田学委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第62号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止します。

(総務課退室、企画調整課入室)

牟田学委員長

次に、議案第62号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

早瀬企画調整課長

議案第62号 平成29年度阿久根市一般会計補正予算(第2号)中、企画調整課所管の事項について説明いたします。

始めに歳出から説明いたします。予算書9ページをお開きください。2款1項8目企画費の増額補正は、国際交流事業の483万8千円と13節委託料阿久根駅前バス停撤去業務の29万9千円であります。

まず、国際交流事業であります。今回、議案第60号で提案しております台湾台南市善化区との友好交流協定締結に伴う補正であります。阿久根・善化ロータリークラブの交流を機縁として、平成29年5月27日に締結しました合意書に基づき善化区と友好交流協定を締結するために必要な費用であり、善化区への訪問に係る費用と善化区からの訪問団受入れに係る費用であります。善化区へは事前協議及び協定調印式で2回訪問、本市へは訪問団受入れを1回予定しているところであります。8節報償費は、訪問団受入れ時、懇親会における出演団体への謝金であり、旅費は事前協議への市関係者4名の旅費及び通訳1名の旅費及び調印式への市関係者9名の旅費及び通訳1名の旅費と訪問団受入れ時の通訳の旅費であります。11節需用費の消耗品は、調印式訪問時の記念品、土産が主なものであり、食糧費は訪問団受入れ時の懇親会費が主なものであります。12節役務費は、訪問2回、受入れ1回時の通訳料77万円が主なものであります。また、14節使用料及び賃借料は、訪問団受入れ時の懇親会会場借上料及び訪問団移動に係るバスの賃借料であります。18節備品購入費は、訪問団受入れ時の歓迎用横断幕及び歓迎パネル等の購入費であります。

次に、13節委託料は、阿久根駅前バス停撤去業務に係る補正であります。現在、阿久根駅前バス停は、国道3号線沿いの両側に各1カ所設置されております。また、今年度、県において駅前広場を整備中であり、工事完了後は駅前ロータリー内にバス停が移設される予定であります。バス停移設につきましては、これまで南国交通と協議を重ねてきましたが、最終、移設先のバス停設置に係る費用は南国交通、既存バス停の撤去は市の負担ということで協議が整ったところであります。既存バス停の撤去時期につきましては、駅前広場の整備工事完了後に着手し、期間として1週間程度を見込んでおります。

次に、歳入について説明いたします。予算書7ページをお開きください。

13款2項1目総務費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、国からの交付決定を受け補正するものであります。なお、交付金の充当先は歳出の9ページ、2款1項18目の市民交流施設建設費であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

白石純一委員

9ページ、2款1項8目9節旅費なんですけれども、調印式に9名という人員が派遣されるという御説明でしたけれども、これは具体的にどういった方が行かれるんですか。もちろん市長はわかりますけれども。というのがですね、私は民間にいたときに、例えば海外の大きなプロジェクトで契約調印式をする場合でも、9名はなかなかいかないですよ。多分その半分以下でも事は足りると思います。9名はどういう方を考えてらっしゃるんでしょうか。

早瀬企画調整課長

お尋ねの調印式への参加者ということですが、一応、予定としているのが市長、副市長、教育長、議長、企画調整課長、商工観光課長、教育総務課長、秘書係長、企画調整課

担当の9名を想定しているところでございます。

白石純一委員

すみません、もう一度ゆっくり言っていただけませんか。

早瀬企画調整課長

市長、副市長、教育長、議長、企画調整課長、商工観光課長、教育総務課長、秘書係長、企画調整課の担当の9名です。

白石純一委員

市長、副市長、両名が海外に行って不在にするということは市にとってどうなんでしょうかというのが1点ですね。そして、その事前の打ち合わせ等で企画の方とか、商工関係の方とか行かれるのではないかと思うので、果たして、今言われた方が本当に必要なのか、より絞れないのか、その辺を検討すべきだと思いますが、市民感情からしてですね、9名も調印式に行ったと聞いたら、あまりいい感じはされないんじゃないかと思いますが、その辺、今後検討されるお考え、余地はないか課長にお伺いします。

早瀬企画調整課長

この辺につきましては、ほかの市町村等の予算も参考にしたということから、中身についてはまた検討していきたいというふうに思っております。

牟田学委員長

よろしいですか。

ほかに。

仮屋園一徳委員

今の友好姉妹都市の件なんですけど、今現在9月なんですけど、予算化された分について、日程的に非常に厳しいのかなと思うんですが、おおよそのスケジュールを立ててられたらそれを教えてください。

早瀬企画調整課長

善化区からこちらのほうの訪問につきましては、阿久根市のいろいろな状況を理解していただくということから、12月の産業祭前後を予定しております。そして、実際、協定の調印式につきましては2月ごろということで、場合によってはこちらから行く事前協議というのが日程がちょっと調整がつかない可能性もございますが、その辺は向こうとずっと今調整中でありますので、一応、今予定としましてはそういう流れになっております。

仮屋園一徳委員

今言われたようにですね、向こうから訪問、そしてこちらから行って、それに事前打ち合わせが2回ということで、非常に日程的には厳しいと思って質問したんですが、スケジュールが決まっているということで了解します。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

この調印式への9名の出席者の関係なんですけど、先ほど別の委員からもありましたが、通常海外に市長がですね、トップが行かれる場合、やはり副市長というのは残って危機管理等の対応にですね、もしあったら対応に当たられるのが普通じゃないかと思うんですが、その辺は改められたほうがいいのではないかと思います、もう一度お願いします。

早瀬企画調整課長

その辺につきましては、また再度検討させていただきたいと思っております。

濱崎國治委員

特に海外の場合、職務代理者を任命するという事も考えられますので、ぜひ、その辺の検討をお願いしたいと。それから別の案件ですが、13節の委託料の阿久根駅前のバス亭撤去の関係です。課長にお伺いしますけれども、この撤去費用29万9千円、業務内容と委託先を教えてください。

早瀬企画調整課長

委託業務の内容につきましては、現在、埋め込み式で設置されている阿久根駅前バス停、上りと下りの2カ所ありますが、これを撤去し、撤去後の公道敷地について現況復旧を行うということで、委託先については今後入札等になるものかと思えます。

濱崎國治委員

先ほど、移転先のバス停については南国交通、それから今の撤去については市がという話だったかと思いますが、この撤去をですね、阿久根市の費用でされるという理由をですね、もう一度お願いしたいんですが。先ほど協議で新設はこちらで、南国交通で、撤去は阿久根市でという話がついてということなんでしょうけれども。じゃあなんでバス停を市の費用で撤去されるのかですね、その辺を教えてください。

早瀬企画調整課長

先ほどの説明の中で、南国交通とこれまで協議を重ねてきたということですが、この中で、南国交通としましては、バス停移設費は既存のバス停の撤去費用を伴うということですが、現段階でその費用の捻出が困難であるということ、そして市のほうとしては市民の利便性向上のために既存のバス停撤去を行う必要があると、そういうことで協議が整ってそれぞれの負担ということになったところであります。

濱崎國治委員

今、市民の利便性の向上が含まれるので、今の駅前からロータリーのほうに移設されるということのようですけれども、地元の通り会とか、その辺の協議のほうはいかがだったんでしょうか。

早瀬企画調整課長

地元の通り会、そういうところへの説明というのが商工観光課のほうで、ロータリー自体の説明会等行っておりますので、その中で十分説明がなされているというふうに理解しております。

濱崎國治委員

商工観光課のほうで十分な説明があったというお話ですけれども、実は駅前通り会ではですね、非常にこれには反発していらっしゃいます。協議はあったけれども了解はしていないんだと。何で移さないかんのかとかですね。と言いますのは、駅前通り会としては既存のバス停のところにできたら本町通りにあるようなですね、屋根付きのバス停を設置してほしいという要望している、これまで要望しているところなんですけれども。そういうことで、今の既存のところからですね、移転してほしいという、実はお考えを持ってらっしゃいます。そういうことでですね、この撤去費用については、どうも納得できないということなんですけど、その辺は商工観光課のほうにそれはお聞きすればよろしいんですか。

早瀬企画調整課長

地元の説明のそういう内容であれば観光課のほうにお聞きいただければというふうに思います。

濱崎國治委員

では、商工観光課長のほうにこの件については伺いたいと思いますが、何か通り会としてはですね、非常にですね、住民に対して本当に利便性があるのかとかですね、そういうのも含めて、現在、バス停付近の民有地を借りてですね、テントで一時的なバスを待つ間の休憩的なものを現在設置して、何とか人通りをですね、駅前のほうに、いわゆる3号線沿いの通りのほうにという思いがある中でのロータリーのほうに。南国交通にしても、例えば上りのほうも一周するんですね。下りはまた駅前のロータリーのほうに入らないかんということで、南国交通としても決して好んでということは、私はないんじゃないかと思えますけれども、商工観光課のほうにその辺はお伺いしたいと思います。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

中面幸人委員

友好交流関連についてお伺いをいたします。大変ですね、外国とのこういう交流はいいことだと思うんですけども、これもロータリー関係のつながりでだと思えますけれどもですね、この協定の締結については文化、教育、観光、産業などの幅広い分野にわたる交流ということで、今回締結もされるわけなんですけれどもですね、市民から聞かれた場合ですよ、こうして台湾と交流するんだけど、市は何を求めているじゃないですけども、このことによってどういうことを期待するのかということですね、現在、具体的に何か考えていらっしゃいますか。

早瀬企画調整課長

それではまず、期待される効果についてということではありますが、まず、友好交流協定を締結することでお互いの先進的な取り組みに関する情報を入手できるというふうに思います。それと青少年交流事業の実施などを想定しており、教育、スポーツ、文化などの交流を通じて両市の親善を深めながら国際感覚を育み、異なる文化や価値観に対する理解を促進し、青少年の健全育成に寄与するものと考えております。また、民間の交流を機縁としているため、市民が行き来してお互いの文化を体験し、交流や親善に寄与することも期待できます。また、善化区は毎年約千人もの人口が増加する成長著しい都市であるために、観光、産業などの交流を通じた高い経済効果も期待されております。

次に、協定の締結後、どのような交流をする予定であるかということにつきましては、現在、想定している交流内容としましては、双方のイベント時においてそれぞれの特産品を販売するなどの産業交流、小・中学生の交換留学などの教育交流、郷土芸能などを通じた文化交流、ボンタンロードレースへの招待などのスポーツ交流、こういうことを現在考えておりますが、来年度の予算に向けてさらに内容について検討していきたいというふうに思っております。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

先ほどですね、台湾台南市との交流協定旅費について、皆さん方ね、非常に大事な話をされてるんですが、まず、市長と副市長が一緒に行くというのはね、もう非常識ですよ、まったく非常識。総務省から来た副市長が了解したということのほうが非常識、当たり前あるのかねと思うぐらいです。ほんとですよ。やっぱりね、大変なことなんです。市長と副市長と行く、飛行機に乗って行くこと。それはね、確認してもらわないと困る。そしてね、いない時期にはどうするのか、何が起こるかわからない、誰が指揮するのか。これはね、大変なことですよ。これはもうぜひ検討して、検討じゃなくて訂正してください。

それから、教育ですから教育総務課長、あるいは観光課長、企画課長、総務課長もでしたかね。行く人数がね、あまりにも多すぎると思いますよ。こういうのは交流がスタートしてからですね、次々に私はね、いろんな事業が発展するわけで、最初からこういう交流をするためにですね、ものすごい人数をしかけていくというのにはね、私は感心しないですね。ですから、行く人数についても必ず課長が行かないかんかということにも問題がありますよ。担当職員で十分だと思いますよ。だから、その付近派遣する人数についてもね、私はより効果が上がるように、これから先ですね、発展が見込められるような形に進むためには派遣する人間を、ポストじゃなくて、やはりそういう感覚を持った担当の職員を派遣するというのもね、非常に大事だと思いますよ。だから、そういうことで、ぜひ検討しなおしてですね、そういう方向で進んでほしいと思います。以上ですが、課長の見解を教えてください。

早瀬企画調整課長

その方向で検討させていただきたいというふうに思います。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

竹原信一委員

根本的な問題なんですけれども、交流といったときに役所と役所が説明会をする。向こうが仕組んだところに案内してもらおう。こっちがしたところに来てもらおう。なんもわかりませんよ、そんなことしてたら。そうでしょう。本質的なところが見えませんよ。よく相手の状況をわかり、こっちの状況も理解して、そして全部がこういうふうな形、儀式になりますからね、どうせ儀式ですから、役所がやることは儀式ですから。儀式をどんなふうに意味立てするかという事前の、前段階の準備みたいなもの、調査も全くなしで儀式やって終わりですよ、こんなもん。ねえ。自分たちがやってるというのは、やるのが表面だけのことなんですよ、どうせ。でも、その以前の問題として何が起こるか、そして、何のためにするかって、全部そういう調査、あるいは必要性、そういったことを誰もやっていないわけですよ、今んとこ。一体何のためにやるのかっていうよりも、これをやりましたからという言いわけというかな、私たちは頑張っていますの儀式にしかない。根本的なところがもう、抜け殻ですよ、この企画自体が。自分たちがわかっていないということをまずわかってもらいたい。これは話にならない。終わります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

ちょっとお尋ねしますが、現在、阿久根市で、このまちと限らんですよ、台湾との間に経済交流とか物流の関係のある人がいるんですか、いないんですか。

早瀬企画調整課長

物流関係については私たちのほうも把握しておりません。

山田勝委員

私はね、以前、以前、今から15年ぐらい前でしたかね、阿久根のある企業が台中市です、台中市でキャベツのね、ドライキャベツをつくる工場を持ってました。それはラーメンのね、ラーメンの会社に納める、あるいはニンジンをする、そういう方々が何人かおられました、以前です。そういう、今はしないと思いますよ。だからそういうものもある。あるいは、そんなら、何を台湾からね、何をね、阿久根に仕入れて何をやってというこういう経済交流も見込めるのかということもしないかね、ただ、儀式をやったばっかい、銭な使ったばっかい、しゃんしゃんしゃんではね、私は阿久根の創生につながらないと思いますよ。だからそういう意味ではね、調印はやっていいじゃないですか、それはやっていいけど、あとはそういう交流をできるような仕組みをつくらないかんですよ、阿久根の若い人たちを。そういう仕組みをつくっていかないとね、やったばっかいで、やったどじゃだめだと思えますよ。いかがですか、企画課長。

早瀬企画調整課長

この件につきましては前段でロータリークラブのほうも動いておりますので、彼らのほうがそういう経済的な部分とか、御存じの部分もあるかと思えます。そういうところとも連携しながら、言われますようにそういう仕組みづくりのほうもやっていきたいというふうに考えております。

山田勝委員

私は依然、ロータリークラブとの関係で、確かABCだったと思いますけどね、ここだったかどうかわかりませんよ、お呼びしてですね、レセプションに出たことがあります。だから、そういう中であってもなかなか経済交流は生まれていない。だから、あなたが言うようにロータリークラブが行って、あっちこっちやって、そういう交流をやっていると思うけど、それだけでは、せっかく阿久根市が金をかけてやるのにね、経済交流ができる、あるいは物流ができる、そういうものが発展しないとね、私はやった価値がないと思いますよ。だからそういうことを考えて、そういうことも頭の中に入れてやってくれないと、やったどって、ロータリークラブがしとつであるんじゃないかじゃなくて、そこまでやはり熟知してほしい

と思いますが、いかがですか。

早瀬企画調整課長

その方向で我々も頑張っていきたいというふうに思っています。

山田勝委員

私はこの前本会議で言いましたけどね、脇本の方が台湾にいる、会長している人がおりますよね。何でかつたら、本人はよく知ってますけどね、本人はよく知ってますが、ただ、台湾からの報告をね、ラジオで聞いたことがありますよ。阿久根市出身で誰だれだという、それを聞いてね、頑張ってるなという気がしましたよ。ですから、そういう人もいるので、そういう人との交流もあるんですか、ないんですか。

早瀬企画調整課長

我々もその方の名前だけを聞いただけで、今後、その方といろいろと交流していきたいというふうに思っています。

山田勝委員

あのね、大漣の石原千代年さんのね、弟ですから。21年生まれです。ですから、その人がおりますからね、その人とやはりね、そんなパイプもとっていない、話を聞いただけというのはね、やっぱりね、あんまり準備不足ですよ。ですから、あんたたちが全部やろうとしないで、担当を決めてですね、担当が行ってやっぱりアポをとってですね、全部やるぐらいの気持ちがないと、やったばっかい、したばっかいじゃ始まらないですよ、お金を使ってやるのに。ということですよ。わかりましたか。

早瀬企画調整課長

理解いたしました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第62号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(企画調整課退室、福祉課入室)

牟田学委員長

次に、議案第62号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山元福祉課長

議案第62号 平成29年度阿久根市一般会計補正予算第2号中、福祉課所管の事項について御説明申し上げます。

初めに、歳出予算について御説明いたします。予算書9ページをお開きください。第3款1項2目心身障がい者福祉費19節負担金補助及び交付金の補正額30万9千円は、平成30年4月1日に施行される障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、改正後の制度に適応するための障がい者自立支援給付支払等システム改修に係る負担金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。予算書7ページをお開きください。第13款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金15万4千円は、障がい者自立支援給付支払等システム改修に係る事業費の2分の1の国庫補助金であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第62号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(福祉課退室、介護長寿課入室)

牟田学委員長

次に、議案第62号中、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第62号 平成29年度一般会計補正予算(第2号)のうち介護長寿課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の9ページをお開きください。歳出の第3款民生費1項3目老人福祉費28節繰出金の補正額417万5千円は、議案第64号平成29年度介護保険特別会計補正予算(第1号)において、介護予防サービス費の増額に係る繰出金の補正であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第62号中、介護長寿課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第64号 平成29年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第1号)

牟田学委員長

次に、議案第64号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第64号平成29年度介護保険特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。補正予算書の16ページ、歳出予算をごらんください。

第2款保険給付費2項1目介護予防サービス給付費については、これまで全国一律に提供されていた介護予防サービスの訪問介護及び通所介護サービスが、平成29年度から市町村が実施する総合事業へ移行され、当初予算においてはそれらに係る費用を第5款地域支援事業費に計上したところでございます。しかし、総合事業の円滑な移行には、対象者一人ひとりの身体状況等の把握を行う必要があります、それを対象者の介護認定の更新時期に合わせて実施せざるを得ないことから、本年度1年間をかけて事業意向を図っているところでございます。そのため、本年度末まで第2款保険給付費からの介護予防サービスの訪問介護及び通所介護に係る給付費の支払いが必要であることから、今回、年度末までの所要の費用3,340万円を増額しようとするものでございます。

次に、15ページ、歳入予算をごらんください。

第3款国庫支出金1項国庫負担金の補正額668万円、同じく2項国庫補助金の補正額305万2千円、第4款支払基金交付金の補正額935万2千円、第5款県支出金の補正額417万5千円、第7款繰入金1項一般会計繰入金の補正額417万5千円は、歳出の介護予防サービス給付費の補正に対する国、支払基金、県及び市のそれぞれの負担割合に応じた負担金額であり、第7款繰入金2項基金繰入金の補正額596万6千円は、補正額に対する不足額を介護保険基金から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

私はわからんから聞くんですから、教えてください。

15ページですね、県支出金と阿久根市の繰出金がありますよね、たまたま同金額ですが、この制度の決まりは、例えば何の何パーセントを県と阿久根市が半分ずつだよというような気がするんですが、どういう仕組みになってますか。

中野介護長寿課長

介護保険制度に係る財源は法で規定されているところでございまして、基本的には公費が50%、保険料が50%で構成されているところでございます。公費50%のうち国は25%、県は12.5%、市は12.5%の負担割合が設定されているところでございます。ただ、公費の分の国が負担する25%のうち20%は定率で交付されるところですけども、残りの5%部分は自治体の1号保険料格差是正のための調整交付金として交付されているところでございます。よって、質問の場合とは少し違いますけれども、第3款国庫支出金第2項国庫補助金の部分は補助率が少しうちの場合は高くなっているというところでございます。よって、国からは今、29.14%が交付されているところでございます。残りの部分の県と市の負担割合というところは12.5%と12.5%ということで定率になっているところでございます。

山田勝委員

わかりました。それからですね、ちょっとお尋ねしたいんですが、実は私の知り合いの人がですね、実は介護保険である施設に入所したら、貯金通帳を持ってけえと言ったってあという話を聞くんですが、それはどういうことなんですか。

中野介護長寿課長

一昨年の夏ごろからだだったと思います。高齢者の介護サービスを使われる方について、預金の高い、低いによってですね、介護費用の支払いが変わってくるというところで、預金残高で1千万を超える部分の方については軽減が受けられなくなるということが施行されております。その時点から、いわゆる預金通帳等の写しで残高を確認させていただいているというところでございます。

山田勝委員

私もその旨ね、説明しましたよ。持っとお錢じゃったってつけやんせって。そういうときのために積み立てたっじゃっどがと、まあ腹かきながら納得してもらったけど、現実には1千万以上の銭が残っている人についてはどっさい払えちゅう話ですよ。それはそれでいいですよ。でも、通帳が3つあったときはどげんすつと。

中野介護長寿課長

できるだけですね、本人名義の通帳については、すべてお持ちいただくようお願いしているところです。また、そういった通帳が見当たらないとかという方については窓口で銀行等に照会していいかというようなことで同意書をとって、銀行への照会を行っているところであります。

山田勝委員

なら、3つあつとをいっちょしか持っていかんぎ、あとな銀行で調べたって、やっばいあきらめて持って行っきゃんと言えちゅうことですね。了解。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

渡辺久治委員

16ページの補正額3,340万円、介護の認定のときにいろいろ調査項目がふえるということだったと思うんです。介護の認定のときにいろいろ調査項目がふえると聞いたんですが、違いますか。

中野介護長寿課長

今回ですね、新しい総合事業というふうには呼ばれているんですけども、その大きな変更点としましては、認定時点で、今までは介護認定を受けるときには調査員が行って、非常に多くの項目で調査項目をして、それから認定審査会にかけて介護度を判定してもらおうと。それについては、要支援1、2の方についても、いわゆる軽度な方についてもそういった手続を踏んで、それが1カ月とか2カ月とか長いときにはかかるというような形だったんですけども、総合事業の中では基本チェックリストというものがあまして、いわゆるある程度自立できている方、支援があまり必要でない方についてはですね、窓口で基本チェックリスト、25項目だったと思うんですけども、それを聞き取って、口頭でチェックして、その人である程度チェックが入ればサービスをまた受けられるというところで、非常に簡便な形で短期間でそのサービスへつなぐことができるということになっております。ですから、今度総合事業が入って一番サービス利用で便利になったところはそこですね。調査項目が少なくなると、すぐサービスにつなげられるというような状況が出てきたところです。

渡辺久治委員

であれば、この3,340万円の増額というのはどういうふうにするんですか。

中野介護長寿課長

説明でも用意しましたけれども、平成29年度から新たな総合事業ということで、実は2款の給付費があったんですけども、総合事業の部分については5款の地域支援事業費に支払いが移ってくるということです。当初予算では実は29年度からすべてそういった総合事業に移っていくんだという想定でですね、5款の地域支援事業のほうに多くの予算を組んでたわけなんですけれども、現実に動かしてみると、やはり一人ひとりの利用者の方の体調を把握しながら基本チェックリストであるとか、介護認定を行っていかなければいけないというような、実際の運びはそうなるというようなことでしたので、2款のほうの予防給付費の支払いもまだ必要だということがその後判明したところです。ですから、5款のほうにはたくさん組んであって、2款のほうにはあまりそれがなかったというようなことで、年度末まで2款のほうが予算が足りないという状況が発生しましたので、今、2款のほうの増額をお願いしているところです。よって、当初予算で組みました5款の地域支援事業費については今後余る予測がされていますけれども、その部分については年度末にまた調整をさせていただきたいというふうに考えております。

牟田学委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第64号について、審査を一時中止いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(介護長寿課退室)

(休憩 11:05～11:16)

(税務課入室)

○議案第65号 平成29年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第65号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

川畑税務課長

案第65号について、御説明申し上げます。補正予算書の24ページをお開きください。

歳出予算から御説明いたします。

23節償還金利子及び割引料は、過年度分の過誤納金の還付金及び加算金支払のための費目で、前年度以前の死亡等による後期高齢者医療保険資格の喪失に伴い発生した還付金の支払が主なものでありますが、当初予算調製時に見込んでいなかった総額30万6,500円の還付金等を平成29年5月に支払ったことに伴い、今後、還付金等の額に不足が見込まれるため、30万7千円の増額補正をしようとするものであります。

次に、23ページ、歳入予算をごらんください。

後期高齢者医療は県内全市町村の運営を広域連合が一括運営していますので、歳出増額分と同額が1目保険料還付金2目還付加算金として、それぞれ広域連合から充当されます。この還付金が発生した経過及び理由等についてであります。昨年12月27日、厚生労働省は、国が提供している全国共通の後期高齢者医療保険料算定に係る標準システムに誤りがあることを発表いたしました。その内容は、各都道府県単位の後期高齢者医療広域連合が行う保険料の算定において、保険料の軽減判定に誤りがあったとするものであります。正しい計算方法により軽減判定を行った結果、平成20年度から28年度分において15件の誤りが判明し、30万6,500円の還付金等の発生を確認したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

山田勝委員

24ページの30万7千円、その他償還金、過納金還付金についてお尋ねしますが、例えばこの還付金の30万7千円は具体的にどういう形で還付するの。誰かに銭の戻したっどが。

川畑税務課長

これは本人さんに、阿久根を転出された場合は本人さんに払い戻しします。その方法としてはできるだけ口座振込をするようにしています。死亡等で亡くなられた場合は、相続人の方にお支払いするようにしています。あと年金の支払月の関係で国に払い戻しをするケースもあります。以上です。

山田勝委員

例えば30万7千円だけど、何人ぐらい、何件ぐらいなんですか、これ。

川畑税務課長

今回の30万7千円、実際は30万6,500円ですが、内訳としましては15件の誤りがありまして、人数に直すと重なったものもありましたので12人、11世帯でありました。以上です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第65号について審査を一時中止いたします。

(税務課退室、健康増進課入室)

○議案第62号 平成29年度阿久根市一般会計補正予算(第2号)

牟田学委員長

次に、議案第62号を議題とし、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

課長補佐の説明を求めます。

尻無濱課長補佐

議案第62号のうち、健康増進課所管に属する事項については歳出のみであり、補正予算

書の10ページをお開きください。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金の補正額10万円は、北薩3市2町医療体制確保推進協議会が、平成29年7月3日設立されたことに伴い、当該協議会の運営に係る負担金を今回補正するものであります。この協議会は、小児科・産科医療圏である北薩3市2町における医療従事者、保健及び医療体制の適正な水準を確保するため設置されたもので、行政、議会、医師会、医療機関、看護協会及び消防機関のそれぞれの団体の長で構成されているものです。今回の補正につきましては、この協議会の運営に係る経費を3市2町で負担するため、市の負担金額10万円を計上しました。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひします。

牟田学委員長

課長補佐の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

阿久根市のね、負担金が10万だけど、全体として幾らなんですか。

尻無濱課長補佐

全体で40万円になります。3市2町で負担しますので、阿久根市、薩摩川内市及び出水市につきましては各10万円ずつ。長島町、さつま町につきましては各5万円ずつということで決定がなされたものです。

山田勝委員

人口割でこういう負担金を決めないかんのに、どういう理由でですね、10万ずつなって決まったの。

尻無濱課長補佐

この協議会につきましては、去る平成29年7月3日に設立総会が開催されました。そのあと第1回総会の中でこの協議会の係る経費については3市2町で負担することが決定されております。その総会の中で金額につきましては決定がなされたものであります。

山田勝委員

それはわかるけどね、あなたが会議に出ていないかもしれないけどね。それはわかるけど、今後ね、出水地区でこういう会が今まであったと思いますよ。同じ医療圏だからということで介護保険もいろいろやってきましたよね。でも今後は人口が少なくなって、医療圏が川内までいこうなというふうにも思いますよ。今後やっぱりそういうふうになっていけばですね、負担金がまたふえたりしてきますよ。そういう中でこういうですね、市んしは10万ずつなっていることではいかがなものかと。川内市、出水市、両町はしょんないかとしても、でも川内市、出水市としては比較にならないくらい。特に川内市なんか比較にならないくらいの人口とお金持ちのまちですよ。ですから、そこのところいっちょずつちゅうわけいかんで、今後についてはね、やはりそういう運営についてはやっぱり主張してくれるようにあなた方が事務レベルの段階でね、それはやっぱり思ってくれないかんですよ。おはんに言たってわからんどん、課長にちゃんとせん言うとしてくんやん。

牟田学委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第62号中、健康増進課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(健康増進課退室、農政課入室)

牟田学委員長

次に、議案第62号中、農政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

谷口農政課長

議案第62号 平成29年度一般会計補正予算第2号のうち、農政課所管分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。補正予算書の10ページをお願いします。6款農林水産業費1項4目畜産業費19節負担金補助及び交付金の15万円は、平成34年度に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会に向け優秀なメス子牛を県内に保留するため、繁殖牛購入に対しての補助が、1頭当たり5万円の2頭分の10万円と、全国共進会の審査基準に対応した肥育技術の向上を図るために、農家実証への補助として、肥育牛に対しては1頭当たり2万5千円の2頭分の5万円であります。次に、5目農地費13節委託料の513万円は、高松川の波留地区に設置されております臼田頭首工に魚道を設置するための事業計画書作成業務の委託料です。臼田頭首工は、昨年9月に頭首工の底部分から河川の水が抜け貯水機能がなくなったことから、一時的な補修を行い今後の改修方法等について県との協議を始めました。また、臼田頭首工の上下流の頭首工には魚道が設置されていることもあり、昨年12月には高松川漁業協同組合から魚道設置の要望が提出されましたので、それらを踏まえ、協議を重ねた結果、貯水機能につきましては農業用施設災害として復旧し、魚道設置につきましては、地域用水環境整備事業において高松川の生態系や河川環境保護のためにも魚道を設置することになりました。今回の補正は、県においても早期事業採択を目指すということもあり、今年度中に事業計画書を作成し、平成30年度に国のヒアリングを受け、平成31年度の事業採択を目指すものであります。次に、15節工事請負費の120万円は、本年5月から6月の梅雨前線豪雨により、陳之尾地区の排水路に土砂が流れ込み排水機能が低下していることから、排水路の浚渫工事を実施するものです。なお、工事の施工時期については、周辺水稻の収穫が完了してからとしております。

次に、11ページをお願いします。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費13節委託料の181万5千円は、本年5月12日から13日にかけて発生した集中豪雨に伴い、波留地区の臼田頭首工が被災し貯水機能がなくなったことを受け、測量設計業務を委託するものです。14節使用料及び賃借料の51万9千円は、これまでの豪雨による崩土等に対して早急な対応が必要なものや工事として取扱が出来ないものを重機借上げにより処理してきたところですが、今後、予想される台風等に対する備えとして補正するものであります。15節工事請負費の160万円は、本年6月24日に発生した集中豪雨に伴い被災した箇所のうち事業費40万円以下の事業箇所、水路2件と農地2件の災害復旧を実施しようとするものであります。2目補助農業施設災害復旧費15節工事請負費の700万円は、本年6月24日に発生した集中豪雨に伴い被災した水路1件と農道1件の災害復旧を実施しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開きください。11款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の4万円は、農地災害2件の復旧事業に伴う受益者負担金を補正するものであります。次に、14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金のうち1節農業費補助金の15万円は、全国和牛能力共進会推進事業費に伴う県からの補助金を補正するものであります。次に、10目災害復旧費県補助金5節農業施設災害復旧費補助金の455万円は、補助農業施設災害復旧費に伴う県補助金を補正するものであります。

次に、8ページをお願いします。20款市債1項10目5節農業施設災害復旧債の220万円は、補助農業施設災害復旧事業実施に伴う市負担金に対する財源充当債であります。

以上で説明を終わりますが、質問については、私と担当係長でお答えいたしますので、どうぞよろしくお願ひします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

和牛能力共進会ということについてちょっと教えてください。鹿児島県の共進会に出品したところは、全部に最優秀賞が出ると。これね、非常に違和感があるんですね。最優秀賞を前もって全部にくれることになってる。偽装表示ですよ、これ。例えば鶴翔高校に最優秀賞の表彰状が校長室の前にかけてありますよ。言葉としてはなっていないわけですよ。こういう言葉の使い方、あるいは賞を出す。表示の偽装を高校生に体験させてしまったなというふうにしかな私には見えないんですけどね。今回の場合は全国のやつ。ここでも出品すればみんな最優秀賞になるようなことになるんでしょうか、教えてください。

谷口農政課長

今回、鶴翔高校が県の予選会に出場いたしました。今、宮城県の仙台市で第11回全国共進会のほうが開催されております。今回の主催者であります県の大会は鹿児島県経済農業協同組合連合会、第11回全国和牛能力共進会鹿児島県推進協議会が主催で行っております。後援としては鹿児島県、それから鹿児島県教育委員会、始良農業協同組合、そういったものがございます。その要項の中にですね、個人賞のところにつきましては、出品牛は全て最優秀賞とし、県代表牛並びに補欠牛を決定をするというふうになっております。今回、出水地区から出場した牛につきましては、

(発言する者あり)

国のほうも同様になっております。

(発言する者あり)

はい。

牟田学委員長

いいですか。

ほかに。

山田勝委員

あのね、課長、鹿児島県で一席になったんですか。それともそういうことで鹿児島県で最優秀賞になったのはわかりますよ。だから始良地区であったんですか、品評会が、1年に1回の品評会があって、鶴翔高校の牛が入賞したわけでしょ、その最優秀賞に。どうなの。

谷口農政課長

この要項によりますと、出品された牛につきましては全て最優秀賞とするということになっております。ちなみにこの出水地区でいきますと、肥育頭数のうち肉の専門の繁殖牛、5,760頭います。その中から1頭選ばれていったというやつでいけば、県大会に出場した牛は全て最優秀ということでこの大会の要項ではなっております。

牟田学委員長

課長、だから、竹原委員が言うのは何で全て最優秀賞やとよっていう。

(発言する者あり)

いいですか。

山田勝委員

なら、出水地区から県の共進会に出たやつは、あるいはほかのところから来たやつもひっくるめて県の共進会に出たやつは全部最優秀賞なんですか。

谷口農政課長

そうです。

山田勝委員

最優秀賞というのは全部で何頭おつとよ、鹿児島県で。

谷口農政課長

合計はちょっと計算せんとわかりませんが、1区若雄が5頭、それから2区が15頭、それからですね、4区が17頭、そして5区が24頭、6区が9頭、それから7区が3

0頭、同じく7区が、種牛の部分が30頭、それから肉牛の分が50頭、これは4頭1組の審査となっているようでございます。それからですね、8区が26頭、
(発言する者あり)

山田勝委員

全部、全国大会に行くんですか、90頭。

谷口農政課長

今、言った中で一番よかった牛が行くということで、今、宮城県のほうで全国大会が開催されております。

山田勝委員

その中には阿久根からいったのは入ってないんですか。

谷口農政課長

阿久根からの牛は、鶴翔高校はかなり上のほうだというふうに聞いておりましたけれども、今回残念ながら二席でした。

山田勝委員

私は全部優秀賞ですね、それから優秀賞、一席、二席、ずっとありますよね。順番があったって。順番があるのはわかります。それはわかりますよ。でも、この全国能力推進事業出品対策って、出品するために今回この予算を付けたというわけですね。そこで優秀賞だったのに。そういうふうに理解していいんですか。来年度以降、出品するために。

谷口農政課長

この全国和牛能力共進会、これは和牛の日本一を競う5年に1回の和牛のオリンピックと言われております。それが第12回、先ほど私申し上げました平成34年度に鹿児島で開催をされると。その鹿児島で、ぜひ鹿児島県としては日本一にならないかんという思いから鹿児島県がこれだけの補助をやりながらぜひこの34年に日本一を勝ち取ろうということでの予算でございます。

山田勝委員

そこまではわかったっどん、その予算を誰々にやっつよ。

谷口農政課長

鹿児島県の経済農業協同組合、ここが主催でございます。今、JAの畜産事業部の皆さん方とそこの農家の選定については今、選考中でございます。

山田勝委員

なら、阿久根市の生産農家及び肉牛農家んしにやるのでなくて、やるんですか。それともJAいずみがするんですか。このお金は誰がもらうとよ。

谷口農政課長

JAの主催というような形になりますので、当然JAのほうにいくかと思われま。

(発言する者あり)

JAのほうで農家のほうを決めるということになっております。

牟田学委員長

課長補佐どうですか、いいですか。

松田農政課長補佐

今回の肉用牛の選定、肥育牛の選定についてはですね、今課長が申したとおり北薩地域振興局、JA、2市1町の担当で話し合いをして、それぞれ出水地区に繁殖牛配分が14頭、肥育牛分が12頭ということでもあります。その中で阿久根については、繁殖、肥育それぞれ2頭ずつということで配当分がありました。これについては、今課長が話した、申したとおり今、JAのほうで農家の選定をして決定次第、こちらのほうについては補助金申請することになるというふうに思います。

山田勝委員

今回の予算については、阿久根市の人に選定した分については阿久根市にやるっちゅうこ

とですね。阿久根市の農家にやるということですね。

[発言する者あり]

こしこ聞かなうんとはわからんでや。

竹原信一委員

ますますわかりにくいですよ、これ。JAいずみに渡すお金が、阿久根市の農家にくるみたいな約束できないじゃないですか。JAいずみが判断するんでしょ。それを阿久根市経由でくると自体も奇妙な感じがするんですけども。そこんところちょっと。

松田農政課長補佐

JAはですね、農家の選定はいたしますが補助金自体はJAさんが決めた部分について阿久根市の農家、それぞれ2件ずつということで、金額にして5万円と10万円ということでその選定農家のほうにこちらとしてはお渡しするということになります。

竹原信一委員

だからそこがおかしいという話ですよ。要するにJAが阿久根市のものも選定しなきゃいけない話になるわけですよ。これ全国共進会の話なんですよ。全国共進会で勝てそうなやつをJAが出水地区管内で独自に判断すべき話でしょ、勝てそうなところに。それをですよ、阿久根市の分、出水市の分、その取り組み自体がなんかおかしいですよ。元々それを目指してないみたいな感じじゃないですか。各市町村の各自治体ごとに金を割り振ることが逆に目的になっちゃってる。もう筋違いです。この構造自体が。あなたたちに言ったって、そんななってんだから仕方ないでしょちゅうくらいのレベルでしょうけれども、これは話にならないな。いいですもう。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

阿久根市に肉用牛が、幾らの農家が何頭肉用牛の飼育をしてるんですか。

谷口農政課長

飼育戸数は40戸になっております。飼育頭数は全体で2,800頭です。肉専門のやつが繁殖のほうで760頭、肥育が1,860頭ということになっております。

牟田学委員長

いいですか。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第62号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農政課退室、商工観光課入室)

牟田学委員長

次に、議案第62号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第62号 平成29年度阿久根市一般会計補正予算(第2号)のうち、商工観光課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書10ページをごらんください。

7款商工費1項商工費2目商工振興費19節負担金補助及び交付金の活力ある地域づくり事業1千万円を減額し、同事業の15節工事請負費を1千万円増額することにより、予算費目の組替を行うものです。これは、先の6月議会において、コミュニティ助成事業、活力ある商店街づくりとして、大丸町通り会商店街街路灯設置整備事業に対する補助金を交付予定で19節負担金補助及び交付金として議決いただきましたが、当該事業の実施主体は市区町

村に限定されており、この間の県や一般財団法人自治総合センターとの協議により、市区町村以外の団体へ補助金として交付することでの事業実施ができないことが判明したことにより、予算費目を組替えようとするものです。このことから公共工事としての積算により当初の設置予定基数からは18基と減少しましたが、公共工事として実施することで阿久根市「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画によるグルメ街エリアの整備と位置づけて行うこと、また、先の6月議会で御要望いただきました街並みの景観に合ったデザイン性の考慮という面からも市が直接的に関与しながら、当初の要望を上げていただいた大丸町通り会の皆様の意向を汲みつつ事業実施してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ちょっと言いますけれども、今回の補正予算は今のこの課長の説明でありましたけれども、先ほどの企画課との関連に対しては課長の考えを聞いてもいいと思います。

濱之上大成委員

ちょっと1点だけですけども、14番議員の山田議員の質問の中で、課長が水道の配管に関連してですね、チェックするためにあそこの工事をしたというふうにおっしゃったんですが、

牟田学委員長

この間の本会議でですね。

濱之上大成委員

そうです、そうです、答弁ですよ。ということは配管網図がなかったということで理解していいんですか。

堂之下商工観光課長

工事の遅れに関してそういった説明をしたと思っておりますが、配管の調査をし、また止める、一部切断をする工事も行っております。

濱之上大成委員

だから今申し上げたんです。配管を探すために工事をしたというふうに確認したんです。それでよろしいですか。

堂之下商工観光課長

はい、大丈夫です。

濱之上大成委員

ということは、水道課の管轄ですけども、配管網図がないということですよ。そこに配管がどう入っているかという図面がないってことですよ。意味ですよ、質問は。

堂之下商工観光課長

そうです。

濱之上大成委員

私が気になるのは、空き家対策等も含めてなんですけども、ちゃんとした市がですね、配管網図をきちんとしとかないかんという時期が来てると思うんですよ。だからあなたに言っても一緒なんですけど、どうか課長会においてですね、企画課等も含めて今後の公共施設の管理運営の計画においてもですね、この配管網図をすべきだと。これは次長、私が言ってるのは答弁が配管を探すためにという言葉があったから、別に執行部に対してで、全課に対しての質問を言ってるんです。だから課長会でしっかりとですね、連携を持って今後検討していただくように、要望です、これは。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[発言する者あり]

静かにお願いします。

白石純一委員

今の課長の説明で、6月議会で私のほうで要望させていただきましたデザイン性も考慮して街の景観に溶け込むような街路灯に市として監督すべきだということを申し上げました。そして今回は直接の事業ということで確かにしやすくなっていると思いますけれども、今の状況でどのようなコンセプトというか、狙いを持ってどういう街路灯にされたいのか、それを大丸町だけでなく、今後、全市、ほかの地区にも広げていくときにもそれが汎用性を持つものとして考えられているのかお聞かせ願いたいと思います。

堂之下商工観光課長

市街地の景観にマッチするデザイン、それに統^すべた機種をとということでこれまで吟味をしまっていました。ただ、今回予算の枠も決まっておりますので、その中でさまざまな視点からデザイン性も担保しつつ、一定程度の基数も確保できるようにということで検討を重ねてきたところでございます。最終的には阿久根市「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画に基づき、統一した景観舗装の歩道の確保、にぎわい創出によるグルメ街エリアとしての演出に一番沿うものとして選定をしていく予定でございます。

白石純一委員

大丸というグルメエリアと、繁華街ということを考えているということですが、もちろんそれは大事だと思いますが、それ以外にも今後街路灯を設置していくときに何らかのやはり統一性というものは必要になるかと思えます。そういったことも考慮されてますでしょうか。

堂之下商工観光課長

今後こういった形で街路灯をつくっていくかということはあるかと思えますけれども、そういった汎用性もあるものになっていくと思っております。

牟田学委員長

いいですか。

ほかに。

濱崎國治委員

ちょっと企画のところの説明があったんですが、企画費のいわゆる13節委託料の阿久根駅前バス停撤去業務について、商工観光課長のほうがいいということだったものですから改めてお尋ねしたいと思います。先ほど企画のほうにお尋ねしましたら、私は撤去費のほうを何で市がするのかとかですね、これについて新設のところを南国交通がするんですかね。それで話し合いの中で撤去については市がするという事なんですが、そもそもこのバス停の移設について、私もロータリー関係の説明会に出席させていただきましたが、地域の方、特に通り会の方々がどうも移設について理解をしていない、承諾していないという話が聞こえてきました。そこで、通り会関係の方にどれくらいの説明をされて、どういうふうな理解をしているというふうに執行部としては理解していますか。

堂之下商工観光課長

通り会からはアーケードの撤去をされたに、バス停の上屋がなくなったということでバス停の上屋の要望が来ております。そのことについては私たちのほうもいろいろと検討してまいったところでございますけれども、商工観光課としても今、仮設テントでバス停の雨よけをしているところで、応急措置をしているところでございます。今回この駅前ロータリーの整備工事が県に採択されまして始まるということで何回か地区の説明会をさせていただいております。確かに通り会のほうからはバス停は今のままがいいという話もありますけれども、なかなかそこにバス停をつくることは難しい。それならばやはり阿久根駅の整備にあわせてロータリー内に移すことがいいんじゃないかということで、私たちとしては説明をしまいったところでございます。とにかくバス停の雨よけというのは、やはりバス利用者のためはどうあるべきかということだというふうに理解をしております。バスを待つ方々が雨や日

差しを避けるために今、県が整備を進めております駅に近いところの歩道上のベンチで上屋がある場所、またはにぎわい交流館で待つていただくことでバス利用者の利便性が図られるというふうに考えておりますので、その御理解を求めたところでございます。また一方で公共交通の集約を図るため、駅近くに持っていくことが利用者の利便性が向上されるというふうにも考えております。例えば、おれんじ鉄道やタクシーを使う方々が駅前ロータリーでバスを乗り降りできることのほうが公共交通の連携強化となります。平成23年度に策定しました阿久根市地域公共交通総合連携計画にも、交通結節機能の強化を上げております。そういうことから、今年度整備が進められる駅前ロータリー内にバス停を移設することによって、バス停環境の充実と共に利用者の利便性の向上が図られると考えているところでございます。そういうところで理解はお願いしたいというふうに駅前通り会で申し上げているところでございます。駅前を整備することによって、通り会へもその波及効果がいくように私たちとしても努めていきたいというふうに考えております。

濱崎國治委員

今、ロータリーのほうに移すということで、駅前通り会にも波及効果があるんだということをおっしゃいましたけれども、駅前通り会の方はですね、移設することは駅前通り会のためにならないという考えをお持ちなんですね。やはりあそこにバス停にお待ちの利用客の方、あるいは乗降客の方があそこにあることによって少しでも商店街を利用されるんだというですね、そういう思いから移設に対しては反対ということなんです。ですから、私はこの移設についてですね、もうちょっと通り会の方と意見交換をされて、ある程度は、そんならしょんのかなとかですね、そういう理解のされ方をするまで協議される必要はないんでしょうか。今まで、じゃあ何回ぐらい協議されたんですか。

堂之下商工観光課長

この魅力ある観光地づくり事業が一応県に採択されることが決まりました平成27年度、このときに県が委託業者に設計を委託しておりますけれども、その段階で事業の説明、そしてワークショップを通り会、またその近くの付近の方々、関係機関の方々、集まっていたいて、この27年度中に3回は集まっております。その中でバス停の集約という話も出てきたところでございます。その後、28年度に1回、今年度、事業が実際に始まるというところで6月に工事の概要説明をいたしております。

濱崎國治委員

今、27年度にワークショップを含めて3回、28年度に1回、29年度に1回、計5回は協議してるんだということによろしいですか。

堂之下商工観光課長

27年度はワークショップを含めて4回でございます。で、合計6回で協議をしてきているというふうに考えております。

濱崎國治委員

もちろん通り会の方もこのワークショップに入っていらっしゃるということでもいいんですか。

堂之下商工観光課長

参加されております。

濱崎國治委員

その割にはですね、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、今のところに上屋を建てて、やっぱりバス停を整備してほしいという要望をされていますよね。と言いますのは、本町通り会等で国道沿いのバス停に上屋がありますけれども、ああいうふうなのをお願いしたいという要望はされてるところでありますけれども、そこで今までにやはりあそこに、駅前通りにバスを待っていらっしゃるとか、あるいは降りられる、そういうことで少しでもやっぱり利用客があるんだというですね、ちょっとバス停が阿久根駅のほうになったら阿久根駅のほうは利用されるんだろうけれども、駅前通り会に波及効果はないんだというお考えを持って

いらっしゃるようです。それからすれば課長、もう一度ですね、やはり通り会の方と協議される機会を持つ考えはないですか。

堂之下商工観光課長

御理解はいただきたいというふうに思っております。6月の段階でもそういうお話もいただきましたけれども、やはりバス利用者のことを優先的に考えていただきたいということをごちからもお願いしたところでございます。駅前通り会のためのバス停ではないと。バスを利用されるためのバス停でなければいけないと思っておりますし、また阿久根市の交通の拠点、観光の拠点としてのにぎわい交流館あくね駅を活用することで、そこから駅前通り会に対して波及効果上がるように、そこは通り会と一緒に取組んでいくべきかなというふうに考えております。

濱崎國治委員

課長があこのバス停は駅前通り会の方のバス停じゃないということでは、よおく考えはわかりました。しかも、阿久根駅を利用される方が駅前通りのほうに、通り会のほうに波及効果があるんだという、そういう考えのようではございますけれども、私としてはですね、ぜひもう一度ですね、一度でも二度でもですね、もっとお話をされたらどうですかというのを提案するんですけれども、その辺いかがですか。

堂之下商工観光課長

御理解いただくようにしていきたいと思っております。

濱崎國治委員

商工観光課の費目ではなく、企画の費目になっているんですが、やはりある一定のですね、理解を求められるまで、この予算についてはそこまで執行を当面しないんだという考えはないですか。話し合いである程度理解を求められたときに予算執行をするという、そういう考え。

堂之下商工観光課長

一応、理解は求めるようにしていきますけれども、一応そういう予定でもう南国交通とも話をいたしておりますし、また鶴翔高校の送迎バスについてもそういう話をいたしております。やはり私たちとしては駅前ロータリーにあることのほうが利便性が高いという判断でございますので、今の工事が終わるのに合わせてバス停の移設をしたいというふうに考えているところでございます。

濱崎國治委員

南国交通の方は、移設したほうが良いというお考えなんですね。

堂之下商工観光課長

はい、それで今話を進めております。

濱崎國治委員

南国交通の場合はですね、バスがあそこを、ロータリーに移設されたことによってロータリーを回らないかとかですね、上りも下りもそういう信号機もありますので、そういうことでちょっと今までよりは、バスとしては運行上円滑にいくのかなというのを思っています。ただ、3号線沿いにあるということで、バスが一時停車しますので、他の車の往来には、あるいは密接したほうが良いかもしれませんが、地域住民のですね、方のやっぱり意見をもっと聞いていただくというのをですね、ぜひ私はしてほしいというふうに思います。そういう意味である程度理解を求めて、ほんならしよんなかなという理解を求めた上で執行をされたらどうですかという意見を申し上げているところですが、どうですか

堂之下商工観光課長

通り会の方々の御理解を求めるように努力してまいりたいと思います。

濱崎國治委員

努力をした上にですね、ぜひ執行はしていただきたいということで確認してよろしいですか。

堂之下商工観光課長

執行には工期が決まっておりますし、そのバス停の移設につきまして南国交通のほうもバスの時刻の変更がございます。それに対しての時間も必要でございますので、なかなかそれについては難しいかなというふうに考えます。

濱崎國治委員

じゃあ、もう突っ走るということでいいんですか。

堂之下商工観光課長

市としての方針は、ロータリー内に移設するというところでございます。

濱崎國治委員

私は先ほどから申し上げているとおりでですね、やはりある程度、全面的にはとは言いませんけれども、ある程度やっぱり理解を求める努力をして、その上でやはり執行はするという、そのほうがいいのではないかなというふうに思いますが、積極的に理解を求めるために行動されるということでもいいんですか。

堂之下商工観光課長

はい、理解を求めてまいります。バスを利用される、例えば駅を利用してバスに乗られる方のことを考えると、駅の中にあつたほうがいいんだろうなというふうに考えております。

牟田学委員長

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第62号中、商工観光課所管の事項について審査を一時中止いたします。この際暫時休憩します。

(休憩 12:09～13:09)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

次に、議案第62号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

富吉都市建設課長

議案第62号、平成29年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）のうち、都市建設課所管について御説明いたします。

予算書の4ページをお願いします。初めに、第2表地方債補正の変更であります。都市建設課所管の梶折鼻公園整備事業は県費補助事業であります。鹿児島県地域振興推進事業費の追加承認に伴い起債額を増額しようとするものであります。また、街路整備事業は社会資本整備総合交付金の額の決定によります財源組替に伴い起債額を増額しようとするものであります。

次に、補正予算に関する説明書により歳出から御説明いたします。10ページをお願いします。8款土木費3項河川費1目砂防費15節工事請負費の600万円は、丸内地区の人家裏が梅雨前線豪雨等により崩壊被災したことから、対策事業であります県単急傾斜地崩壊対策事業の工事請負費であります。次に、11ページをお願いします。5項都市計画費3目公園費15節工事請負費の840万円は、鹿児島県地域振興推進事業補助金を活用し整備を行います梶折鼻公園の第2駐車場整備に伴います増額の工事請負費であります。5目街路事業費は補助事業であります社会資本整備総合交付金の額の決定によります財源組替を行うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書の7ページをお願いします。11款分担金及び負担金1項分担金2目土木費分担金1節河川費分担金の60万円は、丸内地区の県単急

傾斜地崩壊対策事業600万円に対します10分の1の受益者負担金であります。14款県支出金2項県補助金7目土木費県補助金3節河川費補助金の300万円は、丸内地区の県単急傾斜地崩壊対策事業600万円に対します2分の1の県補助金であります。同じく、5節都市計画補助金の420万円は、鹿児島県地域振興推進事業により整備を行います梶折鼻公園の第2駐車場整備に伴います事業費840万円に対します2分の1の県補助金であります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
ありませんか。

山田勝委員

課長、11ページのですね、公園費の梶折鼻公園工事費用840万ですが、これで梶折鼻公園の整備は終わるんですか。

富吉都市建設課長

今回の補正の840万円で全て梶折鼻公園に関します整備は終わるというふうに考えています。

山田勝委員

これで終わりですね。あなたの担当じゃないかもしれませんが、例えばことしの梶折鼻公園の工事と場所は同じなんですけど、随契で発注されるんですか、それとも別に入札されるんですか。

富吉都市建設課長

今回増額する分については、別件で発注したいというふうに考えています。

山田勝委員

はい、了解。

牟田学委員長

ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
なければ議案第62号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(都市建設課退出、教育総務課入室)

牟田学委員長

次に、議案第62号中、教育総務課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

小中教育総務課長

議案第62号(訂正あり)、平成29年度一般会計補正予算(第2号)の教育総務課所管について歳出から御説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。2款総務費1項18目市民交流施設建設費5億2,515万円の増額補正は、15節工事請負費、市民交流センター建設工事に係る事業費であります。今回の事業費の計上は、財源として予定しております社会資本整備総合交付金の平成29年度分が内定したことに伴い、その交付金額に対する事業費を計上するものであり、建設工事に係る補正後の予算額は6億4,915万円になります。なお、平成27年度予算の繰越額8億4千万円と合計しますと、本建設工事の予算現額は14億8,915万円となります。補正額の財源内訳については、歳入で御説明いたします。7ページをお開きください。13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の補正額1億9,182万円は、社会資本整備総合交付金であり、市民交流センター建設工事費に充当されます。また、当初予算において街路整備事業に充当予定であった交付金のうち1,310万円が振替充当されることか

ら、歳出の補正額の財源内訳の国庫補助金は、合計で2億492万円になります。8ページをお開きください。17款繰入金1項4目市有施設整備基金繰入金の補正額3,785万円のうち1285万円を財源として繰り入れるものであり、基金は原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金を積み立てたものであります。同じく20款市債1項1目総務債の補正額3億740万円は、市民交流施設建設事業債として過疎債を充当するものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

本会議でも9ページ、2款1項18目15節工事請負費、市民交流センターのホール椅子の件でございますが、これはいつごろ設置になるのでしょうか。

小中教育総務課長

白石議員にお答えする前に、先ほど私、議案第62号を、56号と言ってしまいましたので、62号に訂正をお願いします。

椅子等の設置につきましては、来年度の平成30年度の設置になると予定しております。

白石純一委員

仮に、4月だとするとですね、もう7カ月、6カ月しかないんですけども、サンプルは取り寄せて、あるいはメーカーのほうに足を運んで、実際に座って、座り心地等を確かめられてまだないということですか。

小中教育総務課長

椅子につきましては、実際発注する前段にサンプル等取り寄せて、座りたいというふうに考えておりますので、その時点でチェックをしたいということでありまして、現段階ではまだチェック等はしてないということです。

白石純一委員

500席近い席をつくるということで、このセンターの一番僕はコアな部分と言っても、市民が一番観劇なり、音楽を楽しむ、快適に楽しむという一番大切な部分だと思うんですけども、今考えておられるメーカーの椅子が必ずしも満足するということはないわけですから、少なくとも複数のものにトライしてみなければ、比較できないと思うんですけども、その比較するつもりはなく、あくまでも今、考えてる1社のものだけ取り寄せ、あるいは先方に伺うのか、そういう試用と言うんですかね、しか試すことしか今は想定されていないということでしょうか。

小中教育総務課長

椅子のつきましては、設計の段階である程度メーカー等と品番を規定したもので、設計してあると思いますけれども、それはその仕様に基づきまして、同等品、他のメーカーでも同等品であれば選定の範囲内となってくると思いますので、同じような規格で同等品等あればそういうのを比較した上で、検討したいというふうに考えております。

白石純一委員

私は前の会社で、事務所の椅子を選んだことがあるんですけども、2、3社椅子のメーカーを回りまして、メーカーのショールームでそこにある椅子複数、したがって2、3カ所でそのまた複数倍ですね、5種類かそれ以上の椅子を座ってみて、ほんとにどれがいいのかと、その中でももちろん価格との比較で選びました。果たして6カ月、7カ月、しかも500という大量の椅子を発注するのに、今まで、それを試してもいないということで、本当に間に合いますか。

小中教育総務課長

御質問、以前からお受けしておりますので、設計管理者のほう、それから事業者の方につきましてもその旨お伝えして、そういったチェックをして納入するようというところで、依

頼しておりますので、十分間に合うというふうに考えております。

白石純一委員

それでは、やはり本会議で伺いましたメモ台付きの椅子については導入すると1千万近い費用増になるということでしたけれども、詳細の見積もりも取り寄せていらっしゃるのでしょうか。

小中教育総務課長

設計管理者のほうに椅子付きの場合の見積もりについては、幾らぐらいかかるかということで、詳細な見積もり書というのはいただいておりますけれども、設計者の方からその旨聞いたところでございます。

白石純一委員

設計者はですね、施主の意向を具現化するのが設計者の仕事であって、設計者よりも施主の皆さんが主導権を持って、こういう椅子にしたいんだけど、その場合検討したいんだけど、その場合幾らになるのかと。じゃあ、その見積もりを取り寄せてもらわなければ、本当にそうであるのか確認できないわけじゃないですか。やはり、書面等でしっかり確認して、幾らこの椅子この椅子を比べたら費用的にどれくらい増しになるのか。あるいはその椅子の実際に足を運んで、あるいは送ってもらって座ってみて決めないと、本当に満足のいくものはできないと思いますが、課長、これからのおつもりはございますでしょうか。

小中教育総務課長

詳細な見積もりはいただいておりますけれども、現在ここに資料等は持ち合わせておりませんが、カタログ等でその椅子にした場合のときの単価とかは見た記憶がございしますが、それにつきましても事業費が限られて、工事費が限られておりますので、その範囲内で事業を行っていくということで、仮にメモ付きの椅子を購入した場合については、その椅子のグレードとか落とさないと、他のところで事業費を落とすというわけにはいきませんので、なかなか難しい状況ではないかなというふうに考えております。

白石純一委員

現在の工法になっているホールの椅子の仕様書、そしてそれと比較されたメモ台付椅子の仕様書を拝見させていただくことはできますでしょうか。

小中教育総務課長

メモ台付の椅子についての仕様書というのはいないんですけれども、現在の予定している椅子の仕様書というのにはございますので、それについてはお見せすることはできると思います。

白石純一委員

ぜひお願いします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

野畑直委員

2款1項18目の市民交流センター建設工事についてですけれども、建物は来年の8月完成予定ということでしたけれども、外構等についてはまだ工事が残っておりますけれども、利用できる時期というのはまだ考えていないのでしょうか。

小中教育総務課長

実際管理運営していくのは生涯学習課になりますけれども、今現在、検討している段階では、8月13日が竣工の期限となっておりますので、その前段から外構工事に入ります。9月、10月で備品を納入したり、あるいは市民会館の引っ越しですね、移行期間を設けまして、具体的に施設を完全ではないですけれども、交流センターの施設を使っていくのは10月ぐらいを今のところ予定しているところです。

牟田学委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

なければ、ここで暫時副委員長と交代をいたします。

(濱田洋一副委員長、委員長席に着席)

濱田洋一副委員長

それでは委員長の職務を行います。

ほかに質疑ありませんか。

牟田学委員長

今の、交流センターの施工状況を1カ月に1回提出をしてくださいということですね、ずっともらっております、4月から7月までですね。これはこれでいいんですけど、今から施工していく中で、いろんな問題が生じてくると思うんですよね。その中で今、1番委員が言われた座席のこともそうでありますけれども、今現在、何も施工に関して問題は発生していませんか。

小中教育総務課長

現段階、施工につきましては特段に大きな問題等は発生していないというふうに考えています。

牟田学委員長

実はですね、いろいろ私も話を聞いているんですが、まず一つが浄化槽の問題。支持力が出てないという話を聞いております。くいを追加で打つのか、それとガス管と水道の引き込み口、これも場所を変えないとできないという話を聞いております。こういった中で、いろいろ今から出てくると思うんですよ。浄化槽にしてもくいを追加するんであればまた何百万かかる。ガス管、水道管にしても何百万かかると思うんですよね。そういった中でやはり私たち議会は20億円という話をしていますけれども、今からそういう施工上で変更が生じてくるのも考えておかなければならない。そういった中でやはり竣工前に設計変更で1億足らんかった、2億足らんかったというのじゃ困るわけで、そこ辺りを課長、今からですね、ただ管理と施工業者に任せるんでなくて、そこ辺りは十分注意をして取り組んでいかないかんと思いますが、今言った浄化槽にしても、ガス管、水道管にしてもそこ辺りはどうですか。

尾上係長

まず、浄化槽の工事についてなんですが、現在床掘が終わって、掘削が終わった状況なんですが、メーカーのほうで、浄化槽のメーカーが決定してまして、そこと工事の^{くたい}躯体の施工状況によってはメーカーによって変わることもありますので、そことメーカーと構造については協議をしているところです。ほぼメーカーと打ち合わせはほぼ済んでるということは聞いております。そして水道とガスの引き込みなんですが、施工業者のほうからは特段、今のところ何の質疑等もない状況なんですけど、引き込む場所について少し狭かったり、排水路があって、引き込みがちょっと施工が難しいという話は聞いております。そこについてはどのような引き込みができるか業者と打ち合わせをしながら進めていきたいと考えているところです。

牟田学委員長

実際、浄化槽にしても、たぶんメーカーが求めている支持力を得てないんじゃないかなあと思うんですよね。だから追加でくいを打つとか、どうかしないと支持力がないからというのが考えられていますけれども、それとガス管、水道管にしても、何て言えばいいですか、言えば裏から持ってくるのを表に変えないかん、引き込みをですよ、という話も聞いているんですよね。そういったことで、今からたぶん出てくると思うんですよ、いろいろ、変更が。だからそれにやっぱり管理者、施工者に任せっきりじゃなくて、やっぱり課長、対処していかないかんとするんですよね。どうですか。

小中教育総務課長

もちろん工事に関しましては施工者、管理者に任せっきりというわけではなくて、毎週1回、定例会ということで設計者と市の担当者も入って常に情報共有しながら、何か問題点が

あればそれを解決していくということで、もちろんこれだけの大きな工事になりますので、その都度その都度、いろいろ問題等は出てくるとは思いますけれども、市が積極的にかかわって問題解決を図っていきたいというふうには考えています。

牟田学委員長

ぜひですね、任せっきりというのは言葉があれですけども、中に入って今言われるように1週間に1回会議があるのであれば、そこ辺りをやっぱり、見つけるというのはあれなんですけれども、十分ですね、施工業者、管理業者と話をしてですね、やって行って欲しいと思います。もう一つだけちょっと、聞いたんですけども、あれだけの付帯工事になりますから、なんかちょっと聞いた話じゃ鉄筋業者が撤退するような話を聞いたんですけど、それ聞いてませんか。

小中教育総務課長

今のところは聞いておりません。

牟田学委員長

そういったことで、情報として入ってくるわけで、僕もこの間、見に行ったらちゃんと鉄筋業者が鉄筋工事をしてました。でも、本筋はわかりませんから、そこ辺りはやはり注意をしてですね、やって行ってほしいと思います。以上です。

濱田洋一副委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第62号中、教育総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。委員長と交代いたします。

(教育総務課退出、生涯学習課入室)

(牟田学委員長、委員長席に着席)

牟田学委員長

それでは委員長の職務を行います。

次に議案第62号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

尾塚生涯学習課長

議案第62号 平成29年度一般会計補正予算(第2号)のうち、生涯学習課の所管に関する事項について御説明いたします。11ページをお開きください。

まず、歳出について申し上げます。第10款5項3目図書館費の補正額10万円は、25節積立金の東海地区阿久根会から寄せられた寄附を読書推進基金へ積み立てようとするものであります。なお、今回の積み立てにより基金総額は1,268万3,743円となる見込みです。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開きください。第16款寄附金1項10目教育費寄附金の20万円は4節社会教育費寄附金であり、先ほど御説明いたしました東海地区阿久根会からの寄附金10万円と阿久根市文化協会からの寄附金10万円であり、いずれも基金積立金に充当しようとするものであります。文化協会からの寄附金については、財政課が所管する市民交流施設整備基金へ充当予定であります。

以上で生涯学習課所管分に係る歳入歳出補正予算についての説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第62号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生涯学習課退室、スポーツ推進課入室)

牟田学委員長

次に、議案第62号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

堂之下スポーツ推進課長

先の本会議におきまして予算委員会に付託されました議案第62号 平成29年度一般会計補正予算(第2号)のうち、スポーツ推進課所管に関する事項について御説明いたします。
予算書の11ページをお開きください。歳出から御説明申し上げます。

第10款教育費第6項保健体育費第2目体育施設費11節需用費の補正額2,500万円は、総合体育館アリーナにある空調機、吸収冷温水機の2号機が故障したことから、その修繕にかかるものであります。総合体育館は平成6年7月に完成しており、空調機についてもその際設置されたものであり、本年で23年を経過するものでございます。御案内のとおり、平成32年には鹿児島国体開催が決定しております。当市では総合体育館をメイン会場としてボクシング競技開催が決定しております。今回の修繕は国体を見据え大規模な修繕となるオーバーホールを実施し、機器の整備を図るものでございます。

次に、歳入についてであります。予算書は8ページでございます。歳入につきましては、8ページの市有施設整備基金を予定しております。

以上で、スポーツ推進課所管分に係る補正予算についての説明を終わらせていただきます。
御審議のほどよろしく申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

竹原信一委員

空調機のオーバーホールで結構かかると。これ新品に替えたなら実際どうなんでしょうね。
今のほら、新しい型というのは電気代があまり食わないようなタイプに変わってきてますけども、少しぐらい高い、ちょっとぐらいなら新品に替えたほうがいいんじゃないかという考え方もあろうかと思えますけれども、そこら辺はいかがですか。

堂之下スポーツ推進課長

御指摘のように新規に更新した場合の金額と申しますと、1機が7,684万円ほどになります。そしてこれが、耐用年数が15年ぐらいということになります。

牟田学委員長

いいですか。
ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第62号中、スポーツ推進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(スポーツ推進課退室、財政課入室)

牟田学委員長

次に、議案第62号中、財政課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

栗野財政課長

議案第62号 平成29年度一般会計補正予算第2号のうち、財政課所管に関する事項に

ついて御説明申し上げます。

初めに、歳出について説明いたします。予算書の9ページをお開きください。

第2款総務費1項7目財産管理費の補正額10万円は、先ほども生涯学習課から説明がございましたが、阿久根市文化協会からの寄付金を市民交流施設整備基金へ積み立てるものがございます。なお、この積み立てによりまして、平成29年度末の市民交流施設整備基金の残高は12億333万9千円となる見込みであります。

次に、歳入についてですが、7ページにお戻りください。

第17款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正額2,372万1千円は、今回の補正予算に必要な一般財源として充当するため繰り入れを行うものであり、次の8ページの4目市有施設整備基金繰入金の補正額3,785万円は、市民交流施設建設事業へ1,285万円を、また、総合体育館空調設備修繕事業に2,500万円をそれぞれ充当するため繰り入れを行うものであります。なお、これらの繰り入れによりまして、平成29年度末の財政調整基金の残高は14億4,156万3千円に、市有施設整備基金の残高は11億146万5千円となる見込みであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第62号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(財政課退室)

牟田学委員長

以上で各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査について各委員の意見を伺います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

それでは、議案第62号、64号、65号を一括して議題とし、総括して各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、これから採決に移りますが、それぞれの議案ごとに委員の皆様からの意見聴取、討議、討論、採決の順番に進めます。

よって、各議案に関しての賛成・反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第62号 平成29年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）

牟田学委員長

それでは、議案第62号 平成29年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、各委員の御意見を伺います。

竹原信一委員

一般会計補正予算、特にバス停の件なんですけれども、もう南国交通のあれが決まっていますと。進めるしかないです。そして、地元の通り会のほうは説得するだけです。こういう状態で議案として出てくるわけですよ。もう失礼なことこの上ないですよ。議会が本当にもう儀式としか見てませんからというこの状況、一体議会は何のためにあるんでしょう、あれを許したら、ねえ。住民の意見はもう関係ないですよ。もう話にならない。こんなにばかにされているのかなというふうにしかならないですね。以上です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

ないですか。

竹原信一委員

ほかにもいろいろあります。例えば、台湾との交流といいましょうか。何も準備もできてないというかね、儀式ですよ、ただの儀式。中身も何もやってみてからですよ。もう無駄遣い。そして、市長も副市長一緒に行って握手してきましょう。もうこの程度ですからね。

牟田学委員長

反対討論ですね。

竹原信一委員

反対討論です。話にならない。先ほどのバス停の件もそうだし、それから共進会の件、例えば100頭出たら100頭が最優秀賞です。県も、この全国のやつも。どんだけ、これは表示の偽装ですよ、ねえ。一体、言葉が大体使い方がなってないし、こんなものを幾ら国からの補助金とか言ったって、結局のところ税金ですからね、国民の皆さんの、市民の税金ですから。こんなインチキに加担するのを議会で通す。市民は信頼できるでしょうか、こんな状態で。議会の存在価値なんかあるのかな。子供たちにうその経験をさせ続けるというのはどうなんでしょうか。もう最低だと思います。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第62号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第64号 平成29年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）

牟田学委員長

次に、議案第64号 平成29年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第64号 平成29年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、よって議案第64号は可決すべきものと決しました。

○議案第65号 平成29年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

牟田学委員長

それでは、議案第65号 平成29年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第65号 平成29年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第65号は可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に一任されました。

以上で、予算委員会を閉会いたします。

（閉会 13時56分）

予算委員会委員長 牟 田 学